

---



# さっぽろ系結婚支援センター

## 必要書類について

顔写真付き身分証明書について	・・・	P2
独身証明書について	・・・	P3
収入証明書について	・・・	P6
プロフィール用写真について	・・・	P16

# 顔写真付き身分証明書について

■顔写真付き身分証明書は ・氏名・生年月日・住所・写真 が確認でき、かつ有効期限内のものに限ります。

※外国籍の方の氏名表記は、特別永住者証明書や在留カード（戸籍上の氏名）の氏名、もしくは、運転免許証や個人番号カード等に日本での通称名の記載がある場合は、通称名での登録が可能です。

## ●顔写真付き身分証明書

種類	ご提出していただく箇所
運転免許証	表面 ※裏面に記載がある場合は裏面も必要です
運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降発行のもの)	表面 ※裏面に記載がある場合は裏面も必要です
マイナンバーカード	表面のみ ※裏面は個人番号が記載されているため、お預かりできません

**※顔写真付き身分証明書に記載されている住所とご登録いただいた住所が異なる場合は、現住所が確認できる以下のいずれかの書類も併せてご提出ください。**

- 1.公共料金（電気・都市ガス・水道・NHKいずれか一つ）の請求書または領収書  
※使用場所（現住所と一致）が確認できるよう、書類全体またはハガキの場合には宛名部分にあわせご明細部分全体が確認できるもの
- 2.社会保険料の領収書
- 3.国税、地方税の領収書または納税証明書
- 4.住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書

上記 1～4 については、

- ・現住所が記載されているもの
- ・名義が本人と一致しているもの
- ・3か月以内の発行日が印字されているもの

に限ります。

領収書は、「領収印のあるもの」「口座振替済みの記載があるもの」などお支払いを証明できるものに限ります。

また上記書類にて、本籍やご本人様以外のご情報など弊社がお預かりしない情報が含まれている場合は、該当箇所を黒く塗りつぶしていただいた上での再提出をお願いする場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

# 独身証明書について（1）

- 原則として本籍地のある市区町村で発行してもらえます。 ※  
（発行後3か月以内のものをご提出ください。）  
独身証明申請書に必要事項を記入捺印のうえ、役所の戸籍担当部署へ申請してください。  
本籍地が札幌市の方は、本籍地のある区に関わらず、市内の各区役所や大通証明サービスコーナーにて申請が可能です。  
申請には、申請書の他に手数料と本人であることを確認できる書類が必要です。
- 郵送で取得することも可能です。

## ■ 郵送での独身証明申請方法

- ① 申請書：1部  
※地方自治体によって申請書様式が異なりますので、事前に本籍地の役所の戸籍担当へお問い合わせください。  
申請書が用意されていない場合は次ページの申請書をご利用ください（「きりとり線」より上部分のみ記入）
- ② 本籍のある市区町村の戸籍担当部署宛の封筒：1部
- ③ 手数料（定額小為替）：1枚  
「定額小為替」はゆうちょ銀行または郵便局で発行可能です。  
※地方自治体によって手数料が異なりますので、事前に本籍地の役所の戸籍担当へお問い合わせください。
- ④ 返信用封筒：1部  
※宛先の住所・氏名を記載し返信用切手を貼ったもの
- ⑤ 身分証明書：1部  
※「運転免許証」「マイナンバーカード」等のコピー
- ⑥ 上記②に①③④⑤を封入し、投函  
返信用封筒で、証明書が届きます

- マイページアップロード時の注意事項  
3か月以内の発行日がわかるように写真を撮り、アップロードしてください。
- 外国籍の方につきましては、日本国内の在留資格を示す証明書ならびに、3か月以内に大使館・領事館などで発行された独身証明書に相当する書類をご提出ください。
- ※一部自治体では、本籍地以外でも独身証明書の取得が可能となりました。  
札幌市では、本籍が札幌市以外の方でも独身証明書を取得できる場合があります。  
ただし、本籍地の市町村によっては、札幌市で取得できない場合や、発行まで数日かかる場合があります。  
対応状況については、本籍地の市町村へ直接お問い合わせください。

独身証明申請書

令和 年 月 日

市区町村長殿

申請人（証明を受ける者に限る）

住所

氏名

印

生年月日

年

月

日生

本籍（地番まで）

筆頭者氏名

申請人連絡先（ ）—（ ）—（ ）

下記事項について証明願います。なお、証明書には、申請人の氏名のほか、生年月日及び本籍地を記載願います。

記

申請人が婚姻するに当たり、民法第732条（重婚の禁止）の規定に抵触しないこと。

..... きりとり線 .....

独身証明証明書

氏名

職印

生年月日

年

月

日生

本籍地

（東京都・政令指定都市の場合は区まで  
市町村の場合は市・町・村まで）

当市区町村保管の公簿によれば、上記の者が婚姻するに当たり、民法第732条（重婚の禁止）の規定に抵触しないことを証明する。

令和

年

月

日

市区町村長

# 独身証明書について（2）

- 原則、独身証明書のご提出をお願いしておりますが、お客様のご意思で独身証明書の代わりに戸籍謄本（抄本）をご提出する場合には、以下の項目以外を黒く塗りつぶしたうえでご提出してください。黒く塗りつぶしていない場合は、受領することができません。

※必要な項目が塗りつぶされている場合も受領できないため、よく内容をご確認の上、黒く塗りつぶしていただきますよう、お願いいたします。

※塗りつぶす際に誤って必要項目を塗りつぶしてしまう場合がございます。あらかじめ、コピー等を準備されますことをお勧めいたします。

## ■塗りつぶさない項目

- ・戸籍上の【姓】（苗字）
- ・ご本人に関する【名】 【生年月日】
- ・発行番号 発行日 発行者 に関する記述

### 戸籍抄本 見本

(1の1) 個人事項証明	
本籍	●●区 ●●町 ●●番 ●●号
氏名	姓 山田 苗字 山田 氏名 Y 輔
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 ●●年●●月●●日 【改製事由】 ●●
戸籍に記録されている者	【名】 Y 輔 【生年月日】 昭和○○年○月○日 【父】 ●● 【母】 ●● 【続柄】 ●●
身分事項 出生	【出生日】 ●●年●●月●●日 【出生地】 ●● 【届出日】 ●●年●●月●●日 【届出人】 ●●
発行番号 11-111111 これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である 平成○年○月○日 ●●区長 山田 太郎 職印	

※戸籍上の【姓】(苗字) は塗りつぶさない

※ご本人に関する【名】【生年月日】は塗りつぶさない

※発行番号 発行日 発行者 に関する記述は塗りつぶさない

### 戸籍謄本 見本

(2の1) 全部事項証明	
本籍	●●区 ●●町 ●●番 ●●号
氏名	姓 山田 苗字 山田 氏名 Y 輔
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 ●●年●●月●●日 【改製事由】 ●●
戸籍に記録されている者	【名】 ●● 【生年月日】 ●●年●●月●●日 【配偶者区分】 ●● 【父】 ●● 【母】 ●● 【続柄】 ●●
身分事項 出生	【出生日】 ●●年●●月●●日 【出生地】 ●● 【届出日】 ●●年●●月●●日 【届出人】 ●●
婚姻	【婚姻日】 ●●年●●月●●日 【配偶者氏名】 ●● 【従前戸籍】 ●●
戸籍に記録されている者	【名】 ●● 【生年月日】 ●●年●●月●●日 【配偶者区分】 ●● 【父】 ●● 【母】 ●● 【続柄】 ●●
身分事項 出生	【出生日】 ●●年●●月●●日 【出生地】 ●● 【届出日】 ●●年●●月●●日 【届出人】 ●●
婚姻	【婚姻日】 ●●年●●月●●日 【配偶者氏名】 ●● 【従前戸籍】 ●●
発行番号 11-111111 婚活区長 以下次頁	

※戸籍上の【姓】(苗字) は塗りつぶさない

※発行番号 発行日 発行者 に関する記述は塗りつぶさない

(2の2) 全部事項証明	
戸籍に記録されている者	【名】 Y 輔 【生年月日】 昭和○○年○月○日 【父】 ●● 【母】 ●● 【続柄】 ●●
身分事項 出生	【出生日】 ●●年●●月●●日 【出生地】 ●● 【届出日】 ●●年●●月●●日 【届出人】 ●●
戸籍に記録されている者	【名】 ●● 【生年月日】 ●●年●●月●●日 【父】 ●● 【母】 ●● 【続柄】 ●●
身分事項 出生	【出生日】 ●●年●●月●●日 【出生地】 ●● 【届出日】 ●●年●●月●●日 【届出人】 ●●
発行番号 11-111111 これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である 平成○年○月○日 婚活区長 山田 太郎 職印	

※ご本人に関する【名】【生年月日】は塗りつぶさない

※発行番号 発行日 発行者 に関する記述は塗りつぶさない

# 収入証明書について（1）

## ■ 収入証明書として受領できる書類

- 「源泉徴収票」
- 「確定申告書」
- 「給与明細」
- 「課税決定通知書」
- 「所得・課税証明書」
- 「採用内定通知、雇用契約書」
- 「年金振込通知書、年金の振込が確認出来る通帳」
- 「特定口座年間取引報告書」

●各種書類の受領詳細は次ページより記載しています。

●上記書類以外の収入証明書では受領できません。

●複数お勤めの収入証明書の合算については、  
すべて同じ発行月で、すべて同じ収入証明書のみ合算が可能です。

例：1社目が2022年4月の給与明細であれば、2社目以降も2022年4月の給与明細のみ合算となります。  
（すべて最新年度の源泉徴収票でも合算可能です）

※上記書類でも、次ページ以降記載の受領詳細を満たしていない場合は、  
受領できませんので、必ず事前にご確認いただき、受領詳細を満たす証明書にて  
ご提出ください。

●無収入の方は、無所得申立書を提出してください。  
※15P参照



# 収入証明書について (3)

- 確定申告書であれば、申告書第一表にて、下記合計金額（赤枠）がその方の年収となります。
- 確定申告のご提出される場合は、税務署の提出事実・提出年月日が確認できるものをご用意いただく必要がございます。詳細は年収証明書（4）（5）をご確認ください。
- 給与以外の収入がある会社員の方が確定申告書をご提出の場合は、所属する会社を確認できるもの(社員証、事業署名のわかるマイナ保険証（医療保険）の資格情報など)を必ず一緒にご提出ください。

個人番号が記載されている場合にはマスキングしてご提出ください

申告書第一表

年収 = ① + ② + ③ + ④

【確認項目】

- ・氏名
  - ・暦年
  - ・収入金額（給与・年金）
  - ・所得金額（内枠）※一時所得は除く
  - ・青色申告特別控除額
  - ・税務署受付印、税理士印
- もしくは
- ・電子申告の受付日時、受付番号の記載
- ↓
- 個人事業主の方は、プロフィールの勤務先名に「お仕事内容」をご記載ください

※給与・公的年金等の項目だけは、収入金額を用い、それ以外は所得金額の金額を用います。ただし、「総合譲渡・一時」の所得は、株式譲渡や土地の売却等によるものですので、安定した収入ではないため、除外した合計金額を年収とします。

申告書第三表

※申告書第三表で申告された収入は、株式譲渡や土地の売却等によるものですので、安定した収入ではないため、年収には含みませんが、「上場株式などの配当等」については年収に含むことが可能です。

※確定申告を行っていない収入または所得のうち利子・配当に該当するものについては、その収入または所得を証明する書類をご提出ください。

# 収入証明書について (4)

## 【電子申告の場合】

受付日時、受付番号の記載がある画像をご提出ください

※確定申告上部に印字で記載があります

## 【電子申告に受付日時・受領番号の記載がない場合】

下記のどちらかを電子申告の画像と合わせてご提出ください

### ・受信通知

※氏名、受付日時と受付番号、所得金額(確定申告書と照会できる内容)が確認できる画像

### ・振替納税結果表示

※確定申告内の納税額、識別番号、氏名の紐づけができる画像

#### 受信通知

受信通知	
通知内容	
送信されたデータを受け付けました。 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。	
提出先	仙台北税務署
利用者識別番号	■■■■■■■■■■
氏名又は名称	氏名
受付番号	■■■■■■■■■■
受付日時	2021/10/01 11:17:41
年分	令和01年分
種目	所得税及び復興特別所得税
所得金額	1,000,000 円
申告納税額	納める税金 10,000 円

#### 振替納税結果表示

振替納税結果表示	
振替納税の結果は以下のとおりです。 振替納税結果画面に表示される内容についてご不明な点がある場合は、「振替納税結果確認について」をご覧ください。	
利用者識別番号	■■■■■■■■■■
ログイン名	コジシ ハナコ様
振替結果	口座振替による納付が完了しました。
税目	申告所得税及復興特別所得税
課税期間	
申告区分	予定納税第1期
振替日	平成29年1月1日
納付税額	10円
内利率額	20円
振替金額検索	■■■■■■■■■■
所轄税務署	■■■■■■■■■■
更新年月日:平成29年1月4日	
<input type="button" value="印刷"/> <input type="button" value="※閉じる"/>	
<a href="#">ページ先頭へ</a>	

国税庁、「振替納税結果確認について」  
<https://www.e-tax.nta.go.jp/kakunin/furikaenozai.htm> (参照2025-1-16)

国税庁、「メッセージボックス」についてよくある質問  
<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/e-taxweb/42.htm> (参照2025-1-16)

# 収入証明書について (5)

## 【窓口で申告書等を提出する場合】

窓口でリーフレットの交付を希望する旨をお伝えいただき、  
交付されたリーフレットをご提出ください

## 【郵送で申告書等を提出する場合】

切手を貼付した返信用封筒を同封して送付していただき、  
返送されたリーフレットをご提出ください

窓口用(表)

**申告書等の提出について**

令和●年●月●日  
●●税務署


**本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。**

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘れた場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください(概要は裏面参照)。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



郵送用(表)

**申告書等の提出について**

**書面で提出された申告書等を受け付けました。**

- ・ 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- ・ 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘れた場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



国税庁 令和●年●月●日 ●●税務署

郵送用(裏)

(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

<input type="checkbox"/>	年分	税	申告書
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			

国税庁、「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>  
(参照2025-1-16)

**※リーフレットの後日交付依頼や紛失した場合の再発行をされた場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットの交付となりますので、この場合は使用不可となります**

# 収入証明書について (6)

- 会社員の方は、課税決定通知書・課税証明書でも確認することが出来ます。赤枠の給与収入の金額が年収になります。青枠の発行元が確認できるように、ご提出ください。また、所属する会社を確認できるもの(社員証、事業署名のわかるマイナ保険証(医療保険)の資格情報など)も必ず一緒にご提出ください。

## 課税決定通知書

平成 年 度 給与所得に係る市県民税・住民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		納 付 額	
給与収入	たる給	税額控除前所得割額①	6月分
他の所得計	外の合	税額控除額②	7月分
	分	均等割額③	8月分
	区	税額控除前所得割額④	9月分
		所得割額⑤	10月分
		均等割額⑥	11月分
		特別徴収税額⑦	12月分
		控除不足額⑧	1月分
		既充当額⑨	2月分
		既納付額⑩	3月分
		差引納付額(⑩-⑨)	4月分
		変更前税額⑪	5月分
		増減額(⑪-⑩)	
		変 更 月	

指定番号	宛 名 番 号
受給者番号	氏 名
住	所

平 成 年 月 日

〇〇市長

〇〇市 長 之 印

問い合わせ先 〇〇市役所 市民課 電話 000(0000)0000  
 ※65歳以上の方へ、公的年金などの所得に対する住民税等割額は別途通知があります。6月上旬にご本人宛に課税決定・納税通知書を送付いたします。

### 【確認項目】

- ・ 氏名
- ・ 年度
- ・ 給与収入
- ・ 発行元 ※青枠部分

### 【有効期限】

- ・ 最新年度のもの
- ※毎年6月頃に発行

※課税決定通知書に「その他の所得計」が記載されていた場合でも、所得の内訳が確認できないため、「その他の所得計」は年収として計算いたしません。確定申告、もしくは課税・所得証明書をご提出ください。

- 転職などで入社が決まっているが給与明細等が無い場合には、雇用契約書等に収入情報があれば受領可能です。

## 労働条件通知書

労働条件通知書	
契約期間	期間の定めなし、ただし入社後6ヶ月は試用期間とする
就業場所	東京、大阪
職務内容	T業務(担当業務の知識・技術を持ちつつさらに更に磨きをかけながら担当業務に専念し成果を上げるとともに、担当業務の達成を通して業績向上に貢献する)
勤務時間	1 始業・就業の時間帯 7:45~18:00 始業および就業の時刻は労働者の決定に委ねる。
休憩時間	(1)7:45~9:15 始業時間前 7時20分 ~ 11時00分
時間外勤務	終業時間前 14時00分 ~ 22時00分 (2)22:00 ~ 14時00分 (3)休憩時間 1日の労働時間が6時間を超える場合 45分以上 8時間を超える場合 90分以上
所定労働時間	有
解雇の事由及び手続	30日以上前予告するか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払ってこれを行う (1)懲戒事由に該当し、解雇を相当とするとき (2)肉体的若しくは精神的障害又は傷病若しくは身体衰弱のため職務に堪えられないと認められるとき (3)勤務状況著しく不良にして現実な改善が期待できなると認められるとき (4)やむを得ない業務上の都合によるとき (5)その他懲罰各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき
その他	1 社会保険の加入 厚生年金、健康保険、厚生年金基金、労災保険 2 雇用保険の適用 有 ※労働条件詳細は、当社就業基本規程に基づく
【年収見込額】	
給与(年額)	3,462,000円(税別・毎月287,500円)
賞与(年額)	1,321,330円(2012年12月および2013年6月賞与実績(決算決定中)に基づく見込額)
年収合計額	4,783,330円
※年収は、上記年収合計額に加え、諸手当(時間外勤務手当、休日勤務手当等勤務実態に伴う手当)、通勤交通費(金額支給)および定額給付金(申請・認可)等を加算した額となります。	

### 【確認項目】

- ・ 氏名
- ・ 入社年月日
- ・ 収入情報
- ・ 会社名

### 【有効期限】

- ・ 給与明細発行まで

※「見込み、理論年収」については受領可能ですが、「変動、昨年実績」に関しては、本年度の給与が変わる可能性もあるため、受領できません。

※内定通知書、もしくは雇用契約書でも社判、雇用主・労働者の署名や押印がない等、雇用関係が明らかに結ばれていることが確認できない書類の場合は、入社したことを確認できるもの(社員証、事業署名のわかるマイナ保険証(医療保険)の資格情報など)をご提出いただければ確認可能です。

# 収入証明書について (7)

- 個人事業主の方は所得・課税証明書でも所得の内訳が記載されていれば、確定申告と同様の計算方法で年収を計算可能です。

所得・課税証明書      年収 = ① + ② + ③

平成25年度 市・県民税 所得・課税証明書  
[1枚のうち1枚目]

氏名			
生年月日			
住所			
所得金額合計 (注1)	平成24年分 所得金額合計の内訳		
給与支払額 ①	給与 ②	分離短期譲渡	分離長期譲渡 ③
給与収入	給与収入	譲渡収入	譲渡収入
給与支払額	給与支払額	譲渡収入	譲渡収入
所得控除合計金額	平成24年分 所得控除合計金額の内訳		
扶養人数計	16歳未満児童	0	医療費
控除対象者	老人扶養(内回り)		社会保険料
特定扶養	その他扶養		小規模企業共済等掛金
特別障害者(内回り)	その他障害者		生命保険料
配偶者	配偶者		地震保険料
基礎控除	基礎控除		
年税額 (注3)	平成25年度分 年税額の内訳		

## 【確認項目】

- ・ 氏名
- ・ 年度
- ・ 収入金額 (給与・年金)
- ・ 所得金額 (内訳)
- ・ 発行元

## 【有効期限】

- ・ 最新年度のもの
- ※ 毎年6月から最新年度が発行

※ 所得・課税証明書は市町村によって書式が異なります。

- 「支払調書」や「業務委託費」は給与ではなく、個人事業主に支払われる報酬のため、所得金額が確認できません。そのため、収入証明書として受領しておりません。「確定申告書」もしくは「課税・所得証明書」をご提出ください。

# 収入証明書について (8)

- 年金受給者の方は年金振込通知書であれば、下記計算方法で年収を計算可能です。

## 年金振込通知書

年収 = ①×4回分(※) + ② (※)6月から12月の各期支払額がまとめられているため

### 【確認項目】

- ・ 受給権者氏名
- ・ 年金支払額
- ・ 支払年月

※ 「年金の制度・種類」  
「振込先」  
「基礎年金番号・年金コード」  
はマスキングの上、  
ご提出をお願いします。

### 【有効期限】

- ・ 最新年度のもの
- ※ 毎年6月から最新年度が発行

※ 書式が異なる場合がございます

- 年金振込通知書がお手元に無い場合には、年金が振り込まれたことが分かる通帳の明細と通帳表紙の裏面をご提出頂けましたら下記内容にて受領可能です。

## 通帳

年収 = ①×6回分 (年金は偶数月のみ支給されるため)

### 【確認項目】

- ・ 年金であることが分かる支給額
- ・ 氏名
- ・ 支払年月

※ 「年金以外の明細内容」 「振込先情報」 はマスキングの上、ご提出をお願いします。

### 【有効期限】

- ・ 直近3ヶ月以内

# 収入証明書について (9)

- 株の収入がある方で、特定口座年間取引報告書をお持ちの方は、下記計算方法で年収を計算可能です。

特定口座年間取引報告書 年収 = ① + ②

令和 年分 特定口座年間取引報告書		令和 年 月 日	
特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ	勤定の種類 ①専従 ②主婦 ③配当等
前回提出時の住所又は居所	氏名	生年月日	口座開設年月日 1・7・28
源泉徴収の選択 ①有 ②無		源泉徴収の選択 ①有 ②無	
(課税に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)			
課税区分	① 課税の対価の額(収入金額) (円)	② 取得費及び課税に要した費用の額等 (円)	③ 差引金額(課税所得等の金額) (円) (①-②)
上場区分	0	0	0
特定信用区分	0	0	0
合計	0	0	0
源泉徴収税額(所得税) (円)	0	株式等譲渡所得割額(住民税) (円)	0
外国所得税の額 (円)			
(配当等の額及び源泉徴収税額等)			
種別	配当等の額 (円)	源泉徴収税額(所得税) (円)	配当割額(住民税) (円)
④ 株式、出資又は基金	0	0	0
⑤ 特定株式投資信託	0	0	0
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (④、⑤及び⑥以外)	0	0	0
⑦ オープン型証券投資信託	0	0	0
⑧ 国外株式又は国外投資信託等	0	0	0
⑨ 合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	0	0	0
⑩ 公社債	0	0	0
⑪ 社債的受益権	0	0	0
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)	0	0	0
⑬ オープン型証券投資信託	0	0	0
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等	0	0	0
⑮ 合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	0	0	0
⑯ 課税損失の金額	0	0	0
⑰ 差引金額(⑮+⑯)	0	0	0
⑱ 納付税額	0	0	0
⑲ 還付税額(⑱+⑰)	0	0	0
所在地	(摘要) 業種コード 口座番号		
金融商品取引業者等	名称	法人番号	

## 【必要条件】

- ・源泉徴収の選択（青枠）が有に選択されている
- ※無に選択されている方はP8を参照のうえ、確定申告のご提出をお願いします

## 【確認項目】

- ・配当等の合計額

## 【有効期限】

- ・最新年度のもの

## 無所得申立書

さっぽろ結婚支援センターあて

私は、現在無所得であることを申し立てます。

(理由) \_\_\_\_\_

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_

# プロフィール用写真について(1)

■当サービスでは、写真の提出が必須となっております。写真で見られるポイントは、雰囲気や表情、そして活動に対する「本気度」。大切なパートナーに最初に見ていただくプロフィール写真だからこそ、写真館等で撮影することをお薦めしております。

## ●写真の種類

- ・1枚目の写真登録は、必須であり、上半身が写っているもの
- ・2枚目の写真登録は、任意とします。

## ●写真のサイズ

縦型（推奨 4:3）、5MBまでのJPG・PNG・GIF形式でご用意ください。

## ●活動におすすめの写真例



1枚目 上半身イメージ



1枚目 上半身イメージ



2枚目 イメージ

婚活で使用する写真は、面識のない方が見る写真となり、さらにその写真で「会いたい」と思わせる写真でなくてはなりません。笑顔がない写真ではその人のイメージは暗い印象になりがちですが、笑顔が素敵な写真は「明るそう」「楽しそう」というプラスのイメージを抱いていただくことができます。写真を見たお相手に、好感を持っていただける写真を選びましょう。

## プロフィール用写真について (2)

活動に不向きな写真は掲載をお断りする場合があります。  
ご自身で撮影を行う場合は、下記の条件を満たすように写真をご用意ください。

### 掲載可能な写真

- 写真が鮮明であり、顔の印象がはっきりとわかる
- 顔や頭部がすべて写っている (1枚目のみ)  
※2枚目はサングラスや、帽子などで顔や頭部の一部が隠れていても掲載可能
- 肌の露出が多くない
- 横顔でなく、視線が大きく外れていない
- 著作権や肖像権を侵害しない

### 活動に不向きな写真例



一部欠け写真



目線が大きく外れている写真



複数人写真



マスクで顔がわからない写真



逆光写真



背景に他人の顔が写り込んだ写真

- 顔が写っていない、顔が正面ではない、本人が小さすぎる、本人の位置が中央でない、
- サングラスやマスク、帽子などで顔が隠れている(1枚目のみ)
- 人物以外の写真
- 複数人で写っている
- 名札や車のナンバーなど個人情報が写っている
- 加工しすぎている
- 暗すぎる

上記写真例以外であっても活動に不向きと判断した写真は、変更をおすすめする場合があります。